

決議

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備は国民が長年にわたり熱望してきているところである。

高齢化、少子化が進展している中、活力ある地域づくり・都市づくりを推進するとともに、地球規模での環境問題に対処し、安全で安心できる国土の実現を図るためには、高速道路を含む道路の整備はより一層重要となっている。

これまで、道路特定財源は、緊急かつ計画的に道路を整備するための財源としての使命を担い、着実な道路整備が進められてきたところである。

今後とも、豊かな国民生活の基盤を確立し、次世代に誇ることのできる国土を形成するため、国民共通の資産である社会資本を計画的に整備することが重要であり、道路こそ、その中核的役割を担うものである。

本年六月には行政改革推進法が成立し、道路特定財源の見直しの作業が進められているが、道路整備に対する国民のニーズは依然として高いことを踏まえ、引き続き道路整備の推進が強力に図られるよう、次の事項について特段の配慮を強く要望する。

一、受益者負担という制度趣旨に則り道路整備を推進するため、道路特定財源はすべて道路整備に充当すること。

一、平成十九年度予算においては、国際競争力の強化、地域の自立と競争力強化、安全・安心の確保、豊かな生活環境の創造など喫緊の課題に対応するため、所要の道路整備費を確保すること。

一、持続的かつ安定した経済成長を確保するため、国土の根幹的な社会資本である高速自動車国道については、必要な道路を着実に整備するとともに、多様な弾力的な料金設定を行うなど、利用者の利便性向上に努めること。

一、今後、高齢化する道路ストックが増大することを踏まえ、道路網の安全性及び耐久性が確保されるよう、適時適切な修繕等による戦略的な道路ストック管理を行うこと。

平成十八年十二月一日

道路整備の促進を求める全国大会